

# 議 会 運 営 委 員 会 次 第

令和5年8月29日

## 1 委員長開議宣告

## 2 議長挨拶

## 3 議 題

(1) 請願・陳情について

(2) 提出議案について

(3) 議案付託表について

} 一括議題

(4) 予定表及び日程表について

(5) 一般質問について

(6) 決算審査特別委員会について

(7) 決算の審議における討論時間について

(8) 令和5年12月定例会会議予定表 案 について

(9) その他

## 4 委員長散会宣告

令和5年松戸市議会9月定例会請願・陳情付託表

令和5年8月30日配付

付託委員会	受理番号	事 件 名
教育環境 常任委員会	令和5年度 請願第1号	ゆきとどいた教育を推進するために少人数学級にすることを求める請願
	令和5年度 請願第2号	ゆきとどいた教育を推進するために給食費の無償化を求める請願
	令和5年度 請願第3号	ゆきとどいた教育を推進するために市費負担事故対策教職員を求める請願
	令和5年度 請願第4号	ゆきとどいた教育を推進するために教育施設の整備を求める請願
	令和5年度 請願第5号	ゆきとどいた教育を推進するためにプール清掃を業者に委託することを求める請願
	令和5年度 陳情第1号	中学校給食に関する陳情

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年8月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がいる世帯の世帯主に賦課する所得割保険料及び被保険者均等割保険料を減額するほか、所要の改正を行うため。

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松戸市国民健康保険条例（昭和58年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 保険料（第12条—<u>第26条の2</u>）</p> <p>第7章・第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第12条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条第1項及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～ウ（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 保険料（第12条—<u>第26条の3</u>）</p> <p>第7章・第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第12条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条第1項、<u>第19条の4及び第19条の5</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～ウ（略）</p>



エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) (略)

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) (略)

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地

地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第19条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条第2項及び第19条の4の規定により後期高齢者

方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第19条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条第2項、第19条の4及び第19条の5の規定に



支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(介護納付金賦課総額)

第15条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条第3項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

より後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(介護納付金賦課総額)

第15条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条第3項及び第19条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) (略)

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額を超える場合には、政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) (略)

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額を超える場合には、政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定



定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000

する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超え

円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

第19条の4 (略)

る者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

第19条の4 (略)

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額を超える場合には、政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額)とする(第4項に掲げる場合を除く)。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第5



3号) 第32条の10の2で定める場合には、  
出産の日。第26条の3第1項及び第2項にお  
いて同じ。)の属する月(以下この号において  
「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の  
場合には、3月前)から出産予定月の翌々月まで  
の期間(以下「産前産後期間」という。)のう  
ち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の  
保険料額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産  
被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属す  
る月数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減  
額について準用する。この場合において、同項中  
「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等  
賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあ  
るのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」  
と、「政令第29条の7第2項第9号又は政令附  
則第4条第2項第6号に規定する額」とあるのは  
「政令第29条の7第3項第8号又は政令附則第  
4条第3項第6号に規定する額」と読み替えるも  
のとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額につ  
いて準用する。この場合において、同項中「基礎  
賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第  
13条又は第15条の2」とあるのは「第15条  
の7」と、「政令第29条の7第2項第9号又は  
政令附則第4条第2項第6号に規定する額」とあ  
るのは「政令第29条の7第4項第8号に規定す  
る額」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第19条に規定する基準に  
従い保険料を減額するものとした納付義務者の世  
帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の  
納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち  
基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第15  
条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減  
額して得た額(当該減額して得た額が政令第29  
条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第  
6号に規定する額を超える場合には、政令第29  
条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第



6号に規定する額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額」とあるのは「政令第29条の7第3項第8号又は政令附則第4条第3項第6号に規定する額」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額」とあるのは「政令第29条の7第4項第8号に規定する額」と読み替えるものとする。

第26条の2 (略)

第26条の2 (略)

(出産被保険者に関する届出)

第26条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の第19条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

##### (準備行為)

3 出産被保険者に関する届出は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の第26条の3の規定の例により行うことができる。

## 令和5年松戸市議会9月定例会議案付託表

令和5年8月30日配付

付託委員会	議案番号	事 件 名
総務財務 常任委員会	議案 第15号	令和5年度松戸市一般会計補正予算（第4回）
	議案 第21号	松戸市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
健康福祉 常任委員会	議案 第16号	令和5年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
	議案 第17号	令和5年度松戸市介護保険特別会計補正予算（第1回）
	議案 第18号	令和5年度松戸市病院事業会計補正予算（第1回）
	議案 第19号	松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案 第23号	和解及び損害賠償の額の決定について
	議案 第29号	松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
教育環境 常任委員会	議案 第22号	契約の締結について
建設経済 常任委員会	議案 第20号	松戸市自転車競走実施条例の一部を改正する条例の制定について



## 令和5年松戸市議会9月定例会会議予定表

令和5年8月30日配付

月 日	曜日	議 事 内 容
8月30日	水	本会議 ○ 諸般の報告 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 議案第14号 上程、 提案理由説明、質疑、討論、採決 4 議案第24号～第28号 一括上程、 提案理由説明、質疑、討論、採決 5 認定第1号～第12号、議案第15号～第23号、 第29号 一括上程、提案理由説明 午前10時
8月31日	木	本会議 1 市政に関する一般質問 ※ 意見書・決議案等提出期限 午前10時
9月1日	金	本会議 1 市政に関する一般質問 ※ 議案質疑通告期限 午前10時
9月2日	土	休会
9月3日	日	休会
9月4日	月	本会議 1 市政に関する一般質問 ※ 決算審査特別委員選任報告期限 午前10時
9月5日	火	本会議 1 市政に関する一般質問 午前10時
9月6日	水	本会議 1 市政に関する一般質問 2 認定第1号～第12号 一括議題、 質疑、決算審査特別委員会設置、 決算審査特別委員会付託、決算審査特別委員会開催 3 議案第15号～第23号、第29号 一括議題、 質疑、各常任委員会付託 4 請願・陳情 一括議題 常任委員会付託 午前10時
9月7日	木	休会
9月8日	金	休会 ○ 総務財務常任委員会 午前10時
9月9日	土	休会
9月10日	日	休会

9月11日	月	休 会 ○ 健康福祉常任委員会	午前10時
9月12日	火	休 会 ○ 教育環境常任委員会	午前10時
9月13日	水	休 会 ○ 建設経済常任委員会	午前10時
9月14日	木	休 会 ○ 決算審査特別委員会	午前10時
9月15日	金	休 会 ○ 決算審査特別委員会	午前10時
9月16日	土	休 会	
9月17日	日	休 会	
9月18日	月	休 会 (敬老の日)	
9月19日	火	休 会 ○ 決算審査特別委員会	午前10時
9月20日	水	休 会 ○ 決算審査特別委員会	午前10時
9月21日	木	休 会 (調整日) ※ 討論通告期限	正 午
9月22日	金	本 会 議 1 認定第1号 ~ 第12号 一括議題、 決算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決 2 議案第15号 ~ 第23号、第29号 一括議題、 各常任委員長報告、質疑、討論、採決 3 請願・陳情 一括議題、 常任委員長報告、質疑、討論、採決 4 所管事務の継続調査の許可	午前10時

令和5年松戸市議会9月定例会  
議事日程第1号  
令和5年8月30日午前10時開議



日程	事 件 名		備 考
1	会議録署名議員の指名		
2	会期の決定		
3	議案第14号	専決処分の報告及び承認について (令和5年度松戸市一般会計補正予算(第3回))	
4	議案第24号	公平委員会委員の選任について	一括上程
	議案第25号	教育委員会委員の任命について	
	議案第26号	人権擁護委員候補者の推薦について(河西 光江)	
	議案第27号	人権擁護委員候補者の推薦について(嶋根 秀夫)	
	議案第28号	人権擁護委員候補者の推薦について(中田 民子)	
5	認第1号	令和4年度松戸市一般会計歳入歳出決算の認定について	一括上程
	認第2号	令和4年度松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認第3号	令和4年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認第4号	令和4年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認第5号	令和4年度松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認第6号	令和4年度松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認第7号	令和4年度松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認第8号	令和4年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認第9号	令和4年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	



5	認 第	1	0	定 号	令和4年度松戸市水道事業決算の認定について
	認 第	1	1	定 号	令和4年度松戸市病院事業決算の認定について
	認 第	1	2	定 号	令和4年度松戸市下水道事業決算の認定について
	議 第	1	5	案 号	令和5年度松戸市一般会計補正予算（第4回）
	議 第	1	6	案 号	令和5年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
	議 第	1	7	案 号	令和5年度松戸市介護保険特別会計補正予算（第1回）
	議 第	1	8	案 号	令和5年度松戸市病院事業会計補正予算（第1回）
	議 第	1	9	案 号	松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議 第	2	0	案 号	松戸市自転車競走実施条例の一部を改正する条例の制定について
	議 第	2	1	案 号	松戸市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
	議 第	2	2	案 号	契約の締結について
	議 第	2	3	案 号	和解及び損害賠償の額の決定について
	議 第	2	9	案 号	松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

一  
括  
上  
程

# 〔令和5年9月定例会会議予定表〕

案

会 議 予 定			会 議 予 定		
8月 21日 (月)	請願・陳情提出期限	正 午	7日 (木)	休 会	
22日 (火)	議案説明		8日 (金)	休 会 総務財務常任委員会	午前10時
23日 (水)	※ 定例会招集告示日		9日 (土)	休 会	
24日 (木)			10日 (日)	休 会	
25日 (金)	一般質問通告期限	午前11時	11日 (月)	休 会 健康福祉常任委員会	午前10時
26日 (土)			12日 (火)	休 会 教育環境常任委員会	午前10時
27日 (日)			13日 (水)	休 会 建設経済常任委員会	午前10時
28日 (月)			14日 (木)	休 会 決算審査特別委員会	午前10時
29日 (火)	議会運営委員会	午前10時	15日 (金)	休 会 決算審査特別委員会	午前10時
30日 (水)	◎定例会招集日 議案提案理由説明	午前10時	16日 (土)	休 会	
31日 (木)	○本 会 議（一般質問） 意見書・決議案等提出期限	午前10時 午前10時	17日 (日)	休 会	
9月 1日 (金)	○本 会 議（一般質問） 議案質疑通告期限	午前10時 午前10時	18日 (月)	休 会（敬老の日）	
2日 (土)	休 会		19日 (火)	休 会 決算審査特別委員会	午前10時
3日 (日)	休 会		20日 (水)	休 会 決算審査特別委員会	午前10時
4日 (月)	○本 会 議（一般質問） 決算審査特別委員選任報告期限	午前10時 午前10時	21日 (木)	休 会（調整日） 討論通告期限	正 午
5日 (火)	○本 会 議（一般質問）	午前10時	22日 (金)	○本 会 議（最終日） 議会運営委員会	午前10時
6日 (水)	○本 会 議（一般質問・議案質疑） 決算審査特別委員会設置 議案各常任委員会付託	午前10時	※ 会 期 8/30 ~ 9/22（24日間）		

## 決算討論時間 割当表 (案)

会 派 名	割当時間
市民クラブ	17分
公明党	15分
はじめの会	11分
日本共産党	10分
政策実現フォーラム・社民	10分
立憲民主党	9分
無所属	7分



[ 令和 5 年 12 月 定例会 会議 予定表 ] (案)

	会 議 予 定		会 議 予 定
11月 20日 (月)	請願・陳情提出期限 正 午	5日 (火)	○ 本 会 議 (一般質問) 午前10時
21日 (火)	議案説明	6日 (水)	○ 本 会 議 (一般質問) 午前10時
22日 (水)	※ 定例会招集告示日	7日 (木)	○ 本 会 議 (一般質問・議案質疑) 午前10時 議案各常任委員会付託
23日 (木)	(勤労感謝の日)	8日 (金)	休 会
24日 (金)		9日 (土)	休 会
25日 (土)		10日 (日)	休 会
26日 (日)		11日 (月)	休 会 総務財務常任委員会 午前10時
27日 (月)	一般質問通告期限 午前11時	12日 (火)	休 会 健康福祉常任委員会 午前10時
28日 (火)		13日 (水)	休 会 教育環境常任委員会 午前10時
29日 (水)	議会運営委員会 午前10時	14日 (木)	休 会 建設経済常任委員会 午前10時
30日 (木)	◎ 定例会招集日 午前10時 議案提案理由説明	15日 (金)	休 会 (調整日) 討論通告期限 正 午
12月 1日 (金)	○ 本 会 議 (一般質問) 午前10時 意見書・決議案等提出期限 午前10時	16日 (土)	休 会
2日 (土)	休 会	17日 (日)	休 会
3日 (日)	休 会	18日 (月)	○ 本 会 議 (最終日) 午前10時 議会運営委員会
4日 (月)	○ 本 会 議 (一般質問) 午前10時 議案質疑通告期限 午前10時	※ 会 期 11/30 ~ 12/18 (19日間)	

## 令和5年9月定例会中に開催が予定される会議一覧

○広報委員会…8月30日（水）本会議終了後 第二委員会室  
案件：議会だより255号について

○幹事長会議…9月1日（金）本会議終了後 第二委員会室  
案件：(1)意見書・決議案について  
(2)その他

○庁舎整備に関する特別委員会…9月5日（火）本会議終了後 第二委員会室  
案件：閉会中における所管事務の調査について

○幹事長会議…9月22日（金）定例会最終日、午前9時 第二委員会室

○議会運営委員会…9月22日（金）定例会最終日、幹事長会議終了後 第二委員会室

※その他の委員会等が開催される場合は、正副委員長と協議の上、後日、各委員に連絡いたします。